

13. 広域災害時等における相互支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国地区」という。）は、危機事象発生時における中国・四国地区9県間の広域応援に関する協定を定めるものとする。

この協定の目的は、想定されている南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事象等その他県民や滞在者の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

(趣旨)

第1条 この協定は、中国・四国地区9県のいづれかにおいて、想定されている南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事象（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した県歯科医師会（以下「危機事象発生県歯科医師会」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合、危機事象発生県からの要請に基づき、中国・四国地区内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
 (2) 武力攻撃事象等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃事象等及び緊急対処事態
 (3) 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(応援幹事県の決定等)

第2条 危機事象発生県以外の県歯科医師会は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県への広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となつて行う県歯科医師会（以下「応援幹事県」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

第3条 応援幹事県は、災害歯科保健連絡協議会とも俯瞰的に連携する。

第4条 各県歯科医師会は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(自主的応援活動準備)

第5条 震度6以上の地震が観測され、県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県歯科医師会は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置（準備態勢）を臨機応変にとるものとする。

(情報の共有)

第6条 中国・四国地区9県歯科医師会は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目・数量並びに救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第7条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資及び資機材の提供
 (2) 施設、設備及び機器の提供又は貸与
 (3) 人員の派遣
 (4) 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第8条 前項各号に掲げる応援は速やかに行われるよう、各県歯科医師会は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

第9条 具体的な広域応援内容については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第10条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容

等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第11条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った県歯科医師会の負担とする。

第12条 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う県歯科医師会の負担とする。

(物資等の携行)

第13条 広域応援をする県歯科医師会は、危機事象発生県からの要請又は第8条の自主的応援活動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第14条 中国・四国地区歯科医師会は、この協定に基づき応援が円滑に実施されるよう、毎年3月31日現在の広域応援に必要な資料を相互に確認するものとする。

(訓練)

第15条 中国・四国地区歯科医師会は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度中国・四国地区歯科医師会が協議して定めるものとする。

(施行)

第17条 この協定は、平成30年9月29日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県歯科医師会の会長が署名の上、各自の1通を所持する。

平成30年9月29日

一般社団法人 鳥取県歯科医師会 会長 植口 孝一 郎	一般社団法人 徳島県歯科医師会 会長 森 秀 司
一般社団法人 島根県歯科医師会 会長 渡邊 公 人	公益社団法人 香川県歯科医師会 会長 豊 嶋 健 治 郎
一般社団法人 岡山県歯科医師会 会長 酒井 昭 朗	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 会長 尾 澤 悠 三 郎
一般社団法人 広島県歯科医師会 会長 荒川 信 介	一般社団法人 高知県歯科医師会 会長 野 村 和 寿 郎
公益社団法人 山口県歯科医師会 会長 小 山 茂 幸 郎	

大規模広域的災害等に備えた中国・四国地区歯科医師会の 相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、高根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害等に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパート制による相互支援」並びに「中国・四国地区における広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパート制による相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援するカウンターパート制による相互支援体制を整備する。

【カウンターパート制の各グループ】



グループ	構成県
グループ1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ4 (緑色)	高根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパート制による支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国地区における「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、その年度の中国地方知事会の会長県、四国知事会の常任世話人県の歯科医師会がそれぞれ応援幹事県歯となり、「広域支援本部」を設置する。

なお、その2つの応援幹事県歯の調整役を中国・四国地区歯科医師会連合会の当番県が務める。

応援幹事県歯が被災している場合は、上記調整役の当番県がブロック内各県と調整の上決定する。当番県が被災している場合は、次年度の当番県、不都合ある場合は前年度の当番県が当たる。この場合、当番県と応援幹事県歯が重なる場合もある。

- (2) 2地域の「広域支援本部」は、中国・四国の当番県歯を調整役として災害歯科保健医療連絡協議会と相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な応援調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各県歯科医師会の会長が署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月29日

鳥取県歯科医師会 会長
福口壽一郎

高根県歯科医師会 会長
渡邊公人

岡山県歯科医師会 会長
小山茂幸

広島県歯科医師会 会長
荒川信介

山口県歯科医師会 会長
酒井昭則

徳島県歯科医師会 会長
森秀司

香川県歯科医師会 会長
豊嶋健治

愛媛県歯科医師会 会長
足澤恵三

高知県歯科医師会 会長
野村和希

危機事象発生時の中国地域歯科医師会広域応援に関する基本協定

岡山県歯科医師会・鳥取県歯科医師会・広島県歯科医師会・島根県歯科医師会及び山口県歯科医師会（以下「中国地域歯科医師会」という）は、危機事象発生時における中国地域 5 県間の広域応援に関する協定を定めるものとする。

この協定の目的は、想定されている南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、中国地域 5 県のいずれかにおいて、想定されている南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した県歯（以下「危機事象発生県歯」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合、危機事象発生県歯からの要請に基づき、中国地域内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

（1） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害

（2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

（3） 前 2 号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第 2 条 危機事象発生県以外の県歯は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県歯の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県歯（以下「応援幹事県歯」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県歯は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第 3 条 震度 6 以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県歯は、危機事象発生県歯からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第 4 条 中国地域 5 県歯科医師会は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目数量並びに救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第 5 条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

（1） 物資及び資機材の提供

（2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与

（3） 人員の派遣

（4） 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供

（5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県歯は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第 6 条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

（広域応援の経費の負担等）

第 7 条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った県歯の負担とする。

2 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う県歯の負担とする。

（物資等の携行）

第 8 条 広域応援をする県歯は、危機事象発生県歯の要請又は第 3 条の自主的応援出動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（資料の交換等）

第 9 条 中国地域歯科医師会は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年 3 月 31 日現在の広域応援に必要な資料を相互に確認するものとする。

（訓 練）

第 10 条 中国地域歯科医師会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度中国地域歯科医師会が協議して定めるものとする。

（施 行）

第 12 条 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書 5 通を作成し、各県歯科医師会の会長が記名押印をして、各自その 1 通を所持する。
平成 26 年 4 月 19 日